

市政相談委員制度をご利用ください

～公正で信頼される市政推進のために～

〔市政相談委員制度とは〕

上尾市では、公正で信頼される市政を推進するため、その有効な手段として「上尾市市政相談委員制度」を設置しています。

一般的に、市政に対する不服の申し立ては、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づく手続きが必要です。しかし、これらの手続きは複雑であり、解決までには時間がかかります。そこで、これらの法律によらなくても、苦情や不服を申し立てできる制度を設け、その申し立てを簡易迅速に処理できるようにしました。

※本制度は法令に基づくものではなく、上尾市独自の制度です。

〔機能と役割〕

市政に対する苦情を市政相談委員が受け付けて、公正、中立的な立場で速やかに処理します。

苦情について調査した結果、必要がある場合は、市政相談委員が市の機関に対して改善方法等の意見を通知するとともに、意見に対する是正措置等について報告を求めることができます。

〔申し立てができる人〕

市政に対する苦情（裏面の〔苦情の範囲〕を参照）で、苦情申立人自身に直接の利害があれば、どなたでも申し立てることができます。

〔申し立ての手続き〕

苦情を申し立てる場合は、「苦情申立書」に記入（住所、氏名、電話番号は必ず記入のこと）し、広報広聴課又は封筒に入れて各支所・出張所に提出してください。また、郵送でも受け付けています。

なお、申し立て受理後、直接、市政相談委員に苦情を述べることもできます。（苦情申立書の面談欄で「希望する」に○を付けた人については、後日、面談の日時をご連絡いたします。）

[苦情の範囲]

苦情は市政（市の機関の事務の執行に関する事項及び当該事務に関する職員の行為）に対するもので、苦情の申し立ての原因となった事実のあった日から1年以内のものに限ります。ただし、次に掲げるものについての苦情は除きます。

- 1 判決、裁決後により確定した権利関係に関する事項
- 2 判決、裁決等を求め係争中の事項
- 3 議会に関する事項
- 4 監査委員が監査等の結果について公表した事項及び監査等を行っている事項
- 5 上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）に基づく行政文書の公開決定等並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この号において「法」という。）第82条各項の決定、法第93条各項の決定及び法第101条各項の決定並びに上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年上尾市条例第38号。以下この号において「議会個人情報保護条例」という。）第24条各項の決定、議会個人情報保護条例第34条各項の決定及び議会個人情報保護条例第41条各項の決定についての不服に関する事項
- 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項に規定する処分についての不服に関する事項
- 7 職員の自己の勤務内容に関する事項
- 8 市政相談委員の行為に関する事項

[問い合わせ先]

市政相談委員制度について詳細は、広報広聴課へお問い合わせください。

電話 : 775-4918

FAX : 776-8873

メール : s55000@city.ageo.lg.jp